議　　第　１１６　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部改正について

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を改正する条例

熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成２年条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第５条第３号中「第８条第１項の規定により」を「第４条第１項に規定する」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市立総合ビジネス専門学校条例の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（提出理由）

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第１７号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。